

◎新潟県告示第373号

新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程（昭和48年2月新潟県告示第239号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(法第2章の所管部局) 第13条 法第2章及びこの規程に規定する知事の事務は、本庁にあつては土木部都市局都市政策課（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、土木部用地・土地利用課）、地域振興局にあつては地域整備部庶務課 <u>若しくは業務課</u> 又は津川地区振興事務所総務課（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、用地課）において処理するものとする。	(法第2章の所管部局) 第13条 法第2章及びこの規程に規定する知事の事務は、本庁にあつては土木部都市局都市政策課（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、土木部用地・土地利用課）、地域振興局にあつては地域整備部庶務課又は津川地区振興事務所総務課（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、用地課）において処理するものとする。